

私道整備補助金交付制度の利用について 所有者同意に関する要件が緩和されます！



■私道整備補助金交付制度とは・・・

一定の要件を満たしている私道について、市民の皆様が行う舗装工事や側溝等の排水施設工事等に対して工事費の一部を助成し、皆様の生活環境の改善を目的とした制度です。

詳しい要件等についてはホームページまたは「熊本市私道整備補助制度について」をご覧ください。

■所有者同意に関する要件の緩和とは・・・

これまでは私道共有者全員の同意を原則としていましたが、令和5年4月から施行される民法改正に伴い、軽微な変更である私道を舗装するなどの行為については、持分の過半数の同意で補助金交付の対象となります。

【改正民法における共有物の変更・管理の整理】

管理の種類		根拠条文	同意要件	具体例
変更（軽微以外）		民251 I	共有者全員	側溝新設など
管理	変更（軽微）	民252 I	持分の過半数	アスファルト舗装 側溝再設置など
	管理（従来）	民252 I	持分の過半数	賃貸借契約の締結など

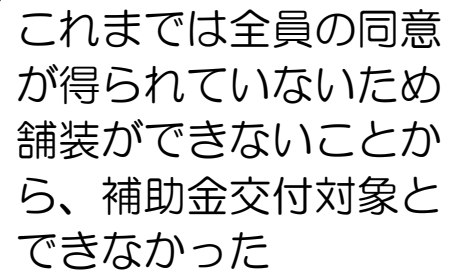
赤枠囲み部分が改正民法により新たに過半数の同意で可能となります！

問合わせ先：東区土木センター総務課
西区土木センター総務課
南区土木センター総務課
北区土木センター総務課
中央区土木センター総務課

TEL：096-367-4362
TEL：096-355-2939
TEL：096-357-4802
TEL：096-245-5053
TEL：096-355-4577

発行：熊本市都市建設局土木部土木総務課

砂利道の新設アスファルト舗装の例



過半数の同意が得られて
おり舗装ができるように
なることから、補助金交
付対象となります

よくある質問・疑問

Q1. 私道を所有しているが、市で管理してほしい。

A 1. 市が管理するためには、有効幅員が最低4.0m以上であることや、所有者全員の方が無償寄附することなどをはじめとした要件が必要になります。詳細はホームページまたは「熊本市市道認定基準のお知らせ」をご覧ください。



Q2. この緩和がなされても、私道共有者の中に私道持分の半分以上を所有し、連絡がつかない人が居るため結局過半数の同意とならずに困っている。

A2. 所在が不明な共有の土地所有者等がいる場合、裁判所の決定を得て、その共有者以外の共有者の持分の過半数が得られれば、軽微な変更である私道を舗装するなどの行為ができるようになります。詳しい内容は表面の連絡先へご相談ください。

